

<p>件 名</p>	<p>県立学校管理規則の一部改正について</p>
<p>提案理由</p>	<p>(1) 第二期県立高等学校再編計画における全日制高等学校の規模と配置の適正化、学科の構成と配置の適正化に伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>(2) 成年年齢が18歳以上に引き下げになることに伴い、所要の改正を行うものである。</p>

1 規則改正の趣旨

- (1) 第二期県立高等学校再編計画における全日制高等学校の規模と配置の適正化、学科の構成と配置の適正化に伴い、所要の改正を行うものである。
- (2) 成年年齢が18歳以上に引き下げになることに伴い、所要の改正を行うものである。

2 規則案の内容

- (1) ①栃木県立宇都宮中央女子高等学校の令和4年度からの募集を停止し、開校する栃木県立宇都宮中央高等学校の課程等を定めること。
②令和4年度から、栃木県立足利高等学校の生徒募集を「男」から「男女」に改めるとともに、栃木県立足利女子高等学校の生徒募集を停止し、新たに栃木県立足利高等学校(共学)の課程等を定めること。
- (2) 在学保証書や生徒の休学、転学等に係る規則において、現行の保護者の記載を、保護者等と改めること。

3 施行期日

- (1) については、令和4年1月1日から施行する。
- (2) については、令和4年4月1日から施行する。

○県立学校管理規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年 月 日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

県立学校管理規則の一部を改正する規則

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 栃木県立宇都宮中央女子高等学校の項を次のように改める。

栃木県立宇都宮中央女子高等学校	宇都宮市若草2丁目2番46号	全日制	女	普通	普通	令和4年度から募集停止
				家庭	総合家庭	

別表第1 栃木県立宇都宮中央女子高等学校の項の次に次のように加える。

栃木県立宇都宮中央高等学校	宇都宮市若草2丁目2番46号	全日制	男女	普通	普通	
				家庭	総合家庭	

別表第1 栃木県立足利高等学校の項を次のように改める。

栃木県立足利高等学校	足利市本城1丁目1629番地	全日制	男	普通	普通	令和4年度から募集停止
			男女	普通	普通	

別表第1 栃木県立足利女子高等学校の項を次のように改める。

栃木県立足利女子高等学校	足利市有楽町836番地	全日制	女	普通	普通	令和4年度から募集停止
--------------	-------------	-----	---	----	----	-------------

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(高校教育課)

○県立学校管理規則（昭和 32 年栃木県教育委員会規則第 2 号）の一部を改正する規則案新旧対照表

改正後							改正前						
別表第 1（第 3 条関係）							別表第 1（第 3 条関係）						
名称	位置	課程の別	男女の別	学科名	科名	備考	名称	位置	課程の別	男女の別	学科名	科名	備考
略							略						
栃木県立宇都宮中央女子高等学校	宇都宮市若草2丁目2番46号	全日制	女	普通 家庭	普通 総合家庭	令和4年度から募集停止	栃木県立宇都宮中央女子高等学校	宇都宮市若草2丁目2番46号	全日制	女	普通 家庭	普通 総合家庭	
栃木県立宇都宮中央高等学校	宇都宮市若草2丁目2番46号	全日制	男女	普通 家庭	普通 総合家庭								
略							略						
栃木県立足利高等学校	足利市本城1丁目1629番地	全日制	男	普通	普通	令和4年度から募集停止	栃木県立足利高等学校	足利市本条1丁目1629番地	全日制	男	普通	普通	
			男女	普通	普通								
略							略						
栃木県立足利女子高等学校	足利市有楽町836番地	全日制	女	普通	普通	令和4年度から募集停止	栃木県立足利女子高等学校	足利市有楽町836番地	全日制	女	普通	普通	
略							略						
注 略							注 略						

栃木県教育委員会規則第 号

県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

県立学校管理規則の一部を改正する規則

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教科書及び教材)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 学校は、教材の選定にあたっては、<u>保護者等</u>の経済的負担について考慮しなければならない。</p> <p>(転学、転籍)</p> <p>第19条 他の高等学校又は課程に転学又は転籍を志望する者は、<u>保護者等</u>と連署の上校長に願ひ出てその許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(在学保証書等書類の提出)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項に規定する者の<u>保護者等</u>は、保証人と連署の上、別記様式5により、在学保証書を校長に提出しなければならない。</p> <p>(<u>保護者等及び保証人の異動</u>)</p> <p>第22条 <u>保護者等</u>は、自己又は保証人が、住所又は氏名を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。</p> <p>2 在学保証書を提出した<u>保護者等</u>又は保証人が死亡し、若しくはその資格を失ったときは、<u>保護者等</u>又は新たに<u>保護者等</u>となった者は、改めて在学保証書を提出しなければならない。</p> <p>(休学)</p> <p>第23条 高等学校の生徒又は幼稚部の幼児が心身の故障その他真にやむを得ない事由により、引き続き2月以上出席し難いときは、あらかじめ期間を定めて、<u>保護者等</u>と連署の上、校長に休学を願ひ出ることができる。この場合には、休学の事由を証するに足る書類を添えなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 休学の期間中に、休学の事由がやんだ場合は、そのことを証するに足る書類を添えて、<u>保護者等</u>と連署の上、校長に復学を願ひ出なければならない。</p>	<p>(教科書及び教材)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 学校は、教材の選定にあたっては、<u>保護者</u>の経済的負担について考慮しなければならない。</p> <p>(転学、転籍)</p> <p>第19条 他の高等学校又は課程に転学又は転籍を志望する者は、<u>保護者</u>と連署の上校長に願ひ出てその許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(在学保証書等書類の提出)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項に規定する者の<u>保護者</u>は、保証人と連署の上、別記様式5により、在学保証書を校長に提出しなければならない。</p> <p>(<u>保護者及び保証人の異動</u>)</p> <p>第22条 <u>保護者</u>は、自己又は保証人が、住所又は氏名を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。</p> <p>2 在学保証書を提出した<u>保護者</u>又は保証人が死亡し、若しくはその資格を失ったときは、<u>保護者</u>又は新たに<u>保護者</u>となった者は、改めて在学保証書を提出しなければならない。</p> <p>(休学)</p> <p>第23条 高等学校の生徒又は幼稚部の幼児が心身の故障その他真にやむを得ない事由により、引き続き2月以上出席し難いときは、あらかじめ期間を定めて、<u>保護者</u>と連署の上、校長に休学を願ひ出ることができる。この場合には、休学の事由を証するに足る書類を添えなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 休学の期間中に、休学の事由がやんだ場合は、そのことを証するに足る書類を添えて、<u>保護者</u>と連署の上、校長に復学を願ひ出なければならない。</p>

(留学)

第23条の2 外国の高等学校に留学することを志望する生徒は、保護者等と連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 留学の許可を受けた生徒は、当該許可に係る留学が終了したときは、その旨を、外国の高等学校における履修を証明する書類を添えて、保護者等と連署の上、校長に報告しなければならない。

(退学)

第25条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を添えて、保護者等と連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

(留学)

第23条の2 外国の高等学校に留学することを志望する生徒は、保護者と連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 留学の許可を受けた生徒は、当該許可に係る留学が終了したときは、その旨を、外国の高等学校における履修を証明する書類を添えて、保護者と連署の上、校長に報告しなければならない。

(退学)

第25条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を添えて、保護者と連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

様式5中「保護者」を「保護者等」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(高校教育課)

○ 県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）の一部を改正する規則案新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>様式5(第20条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>在学保証書</p> <p>現住所 生徒(幼児)氏名 生年月日</p> <p>上記の者が在学中は、授業料の納入はもとより、規則を堅く守らせるとともに、本人に関する一切のことは、<u>保護者等</u>及び保証人において引き受けることを誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>栃木県立 学校長 様</p> <p style="text-align: right;"><u>保護者等</u> 現住所 本人との続柄 氏名 印</p> <p style="text-align: right;">保証人 現住所 本人との続柄 氏名 印</p> </div> <p>備考 生徒(幼児)氏名及び生年月日は、戸籍抄本又は住民票の写しにより、正確に記入すること。</p>	<p>様式5(第20条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>在学保証書</p> <p>現住所 生徒(幼児)氏名 生年月日</p> <p>上記の者が在学中は、授業料の納入はもとより、規則を堅く守らせるとともに、本人に関する一切のことは、<u>保護者</u>及び保証人において引き受けることを誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>栃木県立 学校長 様</p> <p style="text-align: right;"><u>保護者</u> 現住所 本人との続柄 氏名 印</p> <p style="text-align: right;">保証人 現住所 本人との続柄 氏名 印</p> </div> <p>備考 生徒(幼児)氏名及び生年月日は、戸籍抄本又は住民票の写しにより、正確に記入すること。</p>